

## 平成27年第12回教育委員会定例会

開会年月日 平成27年6月26日(金)  
場 所 中村小学校

出席者 教育委員会 委員長 内藤幸子  
同 委員 外松和子  
同 委員 安藏誠市  
同 委員 長島良介  
同 教育長 河口浩

## 議 題

## 1 議案

- (1) 議案第34号 区長の権限に属する事務の補助執行に関する協議について

## 2 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について  
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する  
陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書  
〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求  
める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを  
求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳  
情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継  
続審議〕
- (9) 平成26年陳情第5号 東京都特別支援教育推進第三次実施計画に基づく特別支援教室モ  
デル事業の経過を公開させ、情緒障害等通級指導学級における教育  
の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (10) 平成27年陳情第1号 中学校教科書採択に関する陳情〔継続審議〕
- (11) 平成27年陳情第2号 中学校教科書採択に関する陳情〔継続審議〕
- (12) 平成27年陳情第3号 中学校教科書採択に関する陳情〔継続審議〕

### 3 報告

#### (1) 教育長報告

平成27年第二回練馬区議会定例会提出議案について

平成27年第二回練馬区議会定例会における一般質問要旨について

(仮称)区政運営の新しいビジョン アクションプラン(素案)に寄せられた意見と区の考え方について

みどりの風吹くまちビジョン アクションプラン(案)について

練馬区立武石少年自然の家の指定管理者の選定について

練馬区立軽井沢少年自然の家の指定管理者の選定について

平成27年度区立幼稚園・小中学校の園児・児童・生徒数および学級数等について

特別支援教室事業の実施について

平成27年度私立幼稚園等就園奨励費補助金について

学校給食費未納金訴訟の結果について

区立小中学校の耐震改修状況について

大泉東小学校校舎等改築基本計画・基本設計の概要について

新たな三学期制の基本方針について

平成26年度練馬区立学校における体罰等の実態把握について

平成26年度練馬区立小中学校におけるいじめ・不登校の状況について

適応指導教室入室者および教育相談室の不登校相談件数について

支援が必要な子供への学習支援等の実施について

練馬区子ども読書活動推進計画(第三次)素案について

平成27年度臨時福祉給付金および子育て世帯臨時特例給付金の支給事業について

区立学童クラブ在籍・待機児童数について

⑳ 平成27年度夏休み居場所づくり事業の実施等について

㉑ 指定管理者との協定締結について

㉒ 三原台児童館の休館について

㉓ 都営上石神井アパートの建替に伴う上石神井保育園改築工事の工期および負担金(費用の概算総額)の変更について

㉔ 練馬区ねりっこクラブ条例(骨子案)に対する区民意見反映制度による意見募集の結果について

㉕ 練馬区豊玉小ねりっこクラブ運營業務委託事業者の募集について

㉖ 「放課後子ども総合プラン運営委員会」の設置について

㉗ 「練馬こども園」の認定開始について

㉘ 保育所等在籍・待機児童数について

㉙ 公共施設予約システムの更新について

㉚ 「ファミサポホーム」の実施について

㉛ その他

練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について

児童相談所全国共通ダイヤル「189」について

「居住実態が把握できない児童」に関する調査について

その他（区外転出者への児童手当の過誤払いについて、光和小学校にあった児童への危害を加える電話について）

#### 4 視察

- (1) 中村小学校における授業
- (2) 中村小学校校庭

開 会            午前    10時00分  
閉 会            午前    11時50分

#### 会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	中 村 哲 明
こども家庭部長	堀    和 夫
教育振興部参事教育総務課長事務取扱	岩 田 高 幸
教育振興部教育企画課長	伊 藤 安 人
同 学務課長	山 崎    泰
同 施設給食課長	三ッ橋 由 郎
同 教育指導課長	堀 田 直 樹
同 学校教育支援センター所長	風 間 康 子
同 光が丘図書館長	加 藤 信 良
こども家庭部参事子育て支援課長事務取扱	小 暮 文 夫
こども家庭部こども施策企画課長	柳 橋 祥 人
同 保育課長	櫻 井 和 之
同 保育計画調整課長	近 野 建 一
こども家庭部参事青少年課長事務取扱	中 里 伸 之
こども家庭部練馬子ども家庭支援センター所長	吉 岡 直 子

#### 委員長

ただいまから、平成27年第12回教育委員会定例会を開催する。本日は中村小学校の視聴覚室をお借りして、出前教育委員会として行う。学校の皆様にはご協力をいただき本当にありがとうございます。また本日は案件の最後に視察と、午後1時45分から体育館において児童の皆さんとの意見交換会を予定している。進行については各委員にご協力をお願いする。

本日は傍聴の方が5名おいでになっている。よろしく願います。

それでは、案件表に沿って進めさせていただく。本日の案件は議案1件、陳情12件、教育長報告32件、視察2件である。

(1) 議案第34号 区長の権限に属する事務の補助執行に関する協議について

委員長

初めに議案である。議案第34号、資料1、区長の権限に属する事務の補助執行に関する協議について。この議案について説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

それでは各委員のご意見、ご質問をお聞きする。

教育長が特別職になることに伴い変更するということであるので、特に意見なしということによろしいか。

それではここでまとめたいと思う。議案第34号については承認でよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それでは、議案第34号については承認とする。

(12) 平成27年陳情第3号 中学校教科書採択に関する陳情〔継続審議〕

委員長

次に陳情案件である。平成27年陳情第3号 中学校教科書採択に関する陳情。この陳情については追加の書面が提出された。事務局よりお願いします。

事務局

本陳情については6月23日に80名、6月25日に113名の追加署名を受領した。合計で199名となる。

委員長

この陳情については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、この陳情案件について、本日は継続としたいと思うがよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それではそのようにさせていただく。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画（素案）の撤回・見直しを求める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画（素案）の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画（素案）の撤回を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕
- (9) 平成26年陳情第5号 東京都特別支援教育推進第三次実施計画に基づく特別支援教室モデル事業の経過を公開させ、情緒障害等通級指導学級における教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (10) 平成27年陳情第1号 中学校教科書採択に関する陳情〔継続審議〕
- (11) 平成27年陳情第2号 中学校教科書採択に関する陳情〔継続審議〕

委員長

次の陳情案件であるが、継続審議中の陳情11件については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、これらの陳情案件について、本日は継続としたいと思うがよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

では、そのようにさせていただく。

(1) 教育長報告

平成27年第二回練馬区議会定例会提出議案について

平成27年第二回練馬区議会定例会における一般質問要旨について

（仮称）区政運営の新しいビジョン アクションプラン（素案）に寄せられた意見と区の考え方について

みどりの風吹くまちビジョン アクションプラン（案）について

練馬区立武石少年自然の家の指定管理者の選定について  
練馬区立軽井沢少年自然の家の指定管理者の選定について  
平成27年度区立幼稚園・小中学校の園児・児童・生徒数および学級数等について  
特別支援教室事業の実施について  
平成27年度私立幼稚園等就園奨励費補助金について  
学校給食費未納金訴訟の結果について  
区立小中学校の耐震改修状況について  
大泉東小学校校舎等改築基本計画・基本設計の概要について  
新たな三学期制の基本方針について  
区立学童クラブ在籍・待機児童数について

- ⑳ 練馬区ねりっこクラブ条例（骨子案）に対する区民意見反映制度による意見募集の結果について
- ㉑ 練馬区豊玉小ねりっこクラブ運営業務委託事業者の募集について
- ㉒ 保育所等在籍・待機児童数について
- ㉓ その他  
練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について  
児童相談所全国共通ダイヤル「189」について  
「居住実態が把握できない児童」に関する調査について  
その他（区外転出者への児童手当の過誤払いについて、光和小学校にあった児童への危害を加える電話について）

委員長

次に教育長報告である。

教育長

本日は32件である。よろしく願います。

委員長

それでは、報告の1番について、願います。また、報告の25番も関連する内容であると思われるので、あわせて説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

こども施策企画課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見、ご質問をお願いします。  
特に、ねりっこクラブに関するご説明が今詳しくあったが、そのことについてご質問

やご意見はあるか。

これは、今まで教育委員会でいろいろご説明いただいた内容と変わってはいないということによろしいか。

こども施策企画課長

基本的には変わっていないが、より詳細な部分が少し決まってきた。これからも細かなところを詰めていくので、適時ご報告はしていきたい。

委員長

ということであるが、いかがか。ご意見、ご質問は。

外松委員

資料24もあわせて見せていただいた。こちらは区民の皆さんからの意見や質問、それに対する回答が非常に具体的に詳しく記載されている。この内容からも、このねりっこクラブへ移行することが大変丁寧に説明されていると感じた。

特に皆さん方は、ひろば事業を今まで長い期間行ってきており、そのかかわってくださった方々との関係をとてきに掛けている。区の職員のコーディネーターを設けて、今まで皆さんが活動してきてくださったことを基本にしながら、連携もしっかりすることで、ひろば事業がベースになりながら、このねりっこクラブ事業が立ち上がっていくことが、だんだんに理解されていくのではないかと思う。

委員長

ほかの方はいかがか。

教育長

今回、やっと区議会に条例を提出させていただいた。先ほど課長からも話があったように、正式に決まるのは月曜日の区議会本会議で可決することになると思う。

今後、来年の4月にねりっこクラブを3校立ち上げると申し上げたが、そこに至るまでの段取りの説明をしてもらいたいと思う。ちょうど今日の報告事項の26番に、豊玉小ねりっこクラブ運営業務委託事業者の募集についてというものがあるので、それも絡めてご説明させていただいてよろしいか。資料25である。同じねりっこクラブに関係することであるので、よろしければ一緒にご説明させていただければと思う。

月曜日に可決されると、この事業をいよいよ進めることになるので、どのように今後進めていくのかという報告である。来年の4月にねりっこクラブを開設するまでに至る手続はどのようなものがあるのかについて説明してもらいたいと思うが、よろしいか。

委員長

皆さん、よろしいか。

それではよろしく願います。

こども施策企画課長

資料に基づき説明

委員長

ご説明いただいたが、このことに関してご意見やご質問があればお願いします。

資料25の裏側の(1)で、「運営責任者は練馬区立学童クラブの所長と同等の資格を要する」とあるが、同等の資格というのは具体的にどのようなことで、どのような方が該当するのかを教えてください。

こども施策企画課長

児童福祉施設あるいは学校教育法に基づく施設でのご経験のある方を、学童クラブの所長としてお迎えしている。そういった資格あるいは経験年数のある方を、ねりっこクラブの運営責任者としてもお願いしていきたいと考えている。

委員長

ほかの方はいかがか。

安藏委員

学校応援団のスタッフを雇用するという形になるということだが、今までも時給単価で計算されていると思う。その辺の費用的な面は変わるのか。

こども施策企画課長

現在の学校応援団ひろばのスタッフの皆様は有償ボランティアということで単価を設定して区からお金をお支払いさせていただいている。事業者の雇用下に入ることと、給料の額というのは一義的には事業者が定めるものとなるが、我々が区として委託業務を見積もる上では、一定の上乗せというか、当然福利厚生費なども生じてくるので、人件費としては上積みを見込んだ上で契約するということを想定している。

委員長

よろしいか。ほかの方、ご質問、ご意見があればお願いします。

長島委員

この3校について実施するということであるが、その先の今後のスケジュールについても、もし可能であればフロー図や表のような形で見せていただきたい。

こども施策企画課長

今年度は率直に申して時間が短かったということもあり、夏休みの居場所づくり事業をやっていた学校、あるいは校内に民間に委託されている学童クラブがある学校、あるいは施設面での条件が整っている学校を3校選ばせていただいている。

来年度以降も、当面の間はこういった条件が整った学校を優先してやらざるを得ない



と考えている。一方で、平成31年度までに20校実施するという、さらにその先には65校で実施したいと考えているので、現在、学校や学校応援団、学童クラブの状況などについて、学校ごとにさまざまな情報を整理して、中長期的にどのように進めていくのかというロードマップを作っていきたいと考えている。その上で、長期的に取り組まなければ解決しない課題、例えば施設面での課題がある場合など、そういうものについては早期に取り組んで、何年ごろに実施できるのかを学校ごとに整理してお示ししていきたいと考えている。

委員長

今ご説明いただいたことは、アクションプランの何ページに書いてあるか。

こども施策企画課長

8ページ、9ページである。こちらに3か年の取組が記載されている。向こう3年の計画なので、実際は8校分しか書いていない。しかし、このアクションプランのベースとなっているビジョンでは、31年度までに20校で実施するというので、この後の2年で12校実施するとお示ししている。

委員長

ほかの方、その他ほかのご意見やご質問があればお願いします。

これまででもご説明をいただいていたが、今日もたくさん資料が出ているので、頭を少し整理していただけたらと思う。

特にご意見やご質問がなければ次に進みたいと思うがよろしいか。

ないということで次にまいる。報告 についてお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

たくさんの質問が出ていたように感じるが、この中で詳しくお聞きになりたいところがあればご質問をお願いします。

外松委員

1ページ目の教育委員会制度について、それから大綱の策定について、議員の皆さんからいろいろ質問をいただいております、教育委員会制度が新しくなったということで皆さんの意識がこの教育委員会に今向けられているのだということに改めて感じた。

特に、策定でいろいろ教育長が答弁してくださっている。皆さんいろいろな教育目標や課題等を言われているが、このような質問を伺うたびに、教育環境を整えるということは複眼的な眼で見つ、さまざまな視点から検討していく必要があるのだなということに改めて認識している。

委員長

たくさんおっしゃっていただいたが、ご意見やご質問があればお願いします。

外松委員

4ページが一番下、障がい者差別の解消についてということで質問をいただいている。このことは皆さんがあまりよくわかっていらっしゃらないように思うが、小学校に入学するときのことについて、教育長の答弁で練馬区がどれだけ一人一人のお子さんを大切にしているか、就学に向けてさまざまな専門的な分野の方たちが、その1人のお子さんの就学にかかわっておられるかということをお伝えいただいている。このことで逆に区議の方たちや区民の皆さんに現状がよく理解していただけるのではないかと感じている。

委員長

ほかの方はいかがか。

特にないということによろしいか。

では報告 についてお願いします。また報告 、 および⑨も関連する内容であると思われるので、あわせて説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

子育て支援課長

資料に基づき説明

保育課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見、ご質問をお伺いする。

こども家庭部長

補足させていただく。本日お配りしているみどりの風吹くまちビジョンのアクションプランについてである。このアクションプランの6ページ、7ページ、特に7ページのところである。

ただいま保育課長から説明した保育園の待機児童は、特に1歳児に非常に多い。さらに3歳児以上についてはほぼなくなって解消されている。そのような関係で、私どもとしてはこのアクションプランにおいてもそれに基づいて待機児童解消を図っていくこととしている。具体的に申し上げますと、3歳児以上については基本的に練馬こども園の施策を充実させながら、0歳児から2歳児に重点的に、特に1歳児に焦点を絞った施設整備を行っていきたいと考えている。

これに伴い、7ページについて、各年度、27・28・29年度の取組についての記

載がされているので、よろしく願います。

#### 委員長

議会の質問も、待機児童数については非常にたくさんあり、その中でも数値的なことが回答されている。あわせてご質問等があれば願います。

#### 外松委員

今、いろいろ説明をいただき、また、いろいろな資料を見せていただいている。区を上げて待機児童がなくなるよう努力をしてくれているが、それでもやはり近年は働く母親が増え、子供を預けたい人のニーズが高まってきている。さきほどの報告でも、昨年度より今年度は受け入れもかなりふえて、定員として1万3,790名を受け入れることになったが、それでもなおかつ今お話があったように今年度に関しては1歳児の待機児童が非常にふえてきているという現実がある。皆さんのニーズに応えるということは大変なことだと痛感している。

今、こども家庭部長からも、今後はいろいろなデータや実態のもとに、区としてはゼロ歳児から3歳児までの充実を図っていきたいというお話もいただいている。ますます今後、そこに焦点を当てられることになるかと思う。

#### こども家庭部長

先ほども申し上げ、外松委員からもご指摘があったが、今まで1,300人規模の保育園の増設というのは都内でも最大級である。これだけの数を整備した自治体はないものと考えている。それでも残念ながら待機児童を解消することはできなかった。従来の整備の仕方としては、基本的には0歳児から5歳児まで、正攻法の認可保育所を整備するという方法で行ってきた。ただ、どうしても、3・4・5歳児よりも0・1・2歳児の枠が必要であり、また欠乏しているが、3歳になったときに行く場所がないというようなこともあるので、オーソドックスな整備をせざるを得なかったところである。しかし、今回、私立幼稚園のご協力をいただきながら、練馬こども園の施策が出てきたときに、3・4・5歳児については保護者のニーズとして預かり保育のある幼稚園に行かせたいという声もあるので、そういった意味では3・4・5歳児については待機児童はほぼ解消されており、0・1・2歳児に重点を置いた取組ができるようになるということである。

引き続き、アクションプランに基づき今年度の取組および来年の取組を2カ年で行い、平成29年4月には待機児童の解消に努めていきたいと思っている。

#### 委員長

ほかの方はいかがか。

今年度の待機児童数については、大変多くの方から期待を寄せられながらの数値であったと思う。大変努力の跡は見えるが、それにもましてニーズのほうが高まっていたということで、残念ながらゼロという数字にはならなかったということをご理解いただけたらと思う。私も、今のご説明を聞いて、今後どのような対応をしていくのかという決

意のほどを伺い、頑張っていたきたいと思った。

感想を述べさせていただいたが、ほかにご質問がなければ次に行きたいと思うがよろしいか。

それでは報告 についてお願いします。また報告 も関連する内容になると思われるので、あわせて説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

各委員のご意見、ご質問を伺う。

外松委員

ただいま説明いただいた、区立少年自然の家の管理者であるが、従業員の方々も地元の方が多く、周辺に在住している。今回、浅間山が噴火したが、地元精通している事業者であることで、急な行程の変更などにもスムーズに対応できた。何よりも地元のことがよくわかっているということが大変心強いことだと思う。今までの管理者としての評価もいい評価が出ているので、引き続きということでもいいと思う。

委員長

代表して外松委員に意見をおっしゃっていただいたので、それで次に行きたいと思う。それでは報告 についてお願いします。

学務課長

資料に基づき説明

委員長

各委員のご意見、ご質問をお聞きする。

外松委員

最後の6ページのところで、学校選択制度による入学状況についてであるが、15、16、17番の光が丘第一中学校、第二中学校、第三中学校は入学者のうちの半数以上が区域外の生徒さんである。この状況がどのくらい続いているのか、また、このような状況下で、このことによる何か教育上の課題というものはあるのか、その辺をお伺いしたい。

学務課長

今の光が丘第一、第二、第三中学校の状況であるが、ここ何年間かの数字で見ても、やはり通学区域外からこの中学校を選択して入学する子供の数が比較的多い状態が続いていると言えると思う。

具体的な現場における課題については、特段の話は入ってきていないが、この光が丘地区の3校だけでなく、中学校選択制度による学校の規模の違いや流入・流出ということが起きている。ここ何回か教育委員会の中で協議を行ってきた中学校選択制度の改善によって、これらのことについて一定の改善を図り、そのことを28年度で十分内容を検証し、小規模になっている学校には小規模校への支援を行っていくということを考えている。

委員長

今年度、中学校選択制度の改善を行うことによって、来年度どの程度、学校規模の差が解消されるかという経緯を見ていくというお話があった。

学務課長

やはり一クラスの規模よりも多い人数の子が入ってくるような状態が、過剰な状態を生んでしまうという問題意識がある。そこで、受け入れ枠についての見直しを今回ご説明した。これを今年度実施することによって、過剰に入ってくるということが起きない状態ができると思うので、その辺についても28年度で十分検証していきたいと思っている。

委員長

ほかの方、ご質問、ご意見があればお願いします。

この挙げられた数字の中で、特に今までと大きく変わったようなところが何かあれば教えていただきたい。

学務課長

特に大きく変わっている点はない。傾向はそのまま維持されている。

特別支援学級について申し上げますと、学級増のところについては、表の一番右側に備考欄に記している。障害児、特に知的障害と情緒障害等の通級学級については、ここ何年間かの傾向としては右肩上がりに数がふえ続けているという状況がある。

委員長

今日の報告の中にも、特別支援学級の通級のことについてお話があったと思うが、そのような傾向があるということをご認識いただければと思う。

それでは、特に質問、ご意見はないということで、次に行きたいと思う。

報告 についてお願いします。

学務課長

資料に基づき説明

委員長

ご意見、ご質問をお願いします。

## 外松委員

今お話を伺って、確かに課題がいろいろとあり、その解決に向けての実施だということをもまずは感じた。

細かいところや内容については、各区でいろいろと対応することが可能なのか。それとも、粗々な大筋が東京都から示されて、そのほかの部分それぞれ自治体が独自で実施していくことが可能なのかというのが1点である。また、イメージ図を見せていただくと、今までより本当にすばらしく状況が変化して、いいことだと思うが、精神的な障害を持っているお子さんたちは学年もさまざまである。これにはどう対応するのか。教室を設けるといっても、具体的にはどうなるのかなと思った。3番目に、最後に今後のスケジュールで内部組織による検討などがあるが、どのような方たちがこの検討にかかわるのか。現状がわからないとより実際に即したものにならない。せっかくつくるのであるから、より現状を解決する方向で立ち上げていきたいと思うが、その辺はいかがか。

## 学務課長

順番にご説明する。まず、この計画については東京都の計画に基づいて行っており、東京都は各区に対してガイドラインを示している。基本的なやり方については都下の全ての自治体と同じやり方でやるという形になる。

また、整備の状況についても、平成28年度から順次、ただし3年間のうちに設置すると決めており、自治体ごとに規模が違うので、一、二年で設置が全部終わる自治体と、練馬区のように数が多いところは3年間かけて整備するといったところがある。

また、内容については、一つは今回の特別支援教室についてはガイドラインの中でも一定の幅を持たせる形で東京都教育委員会として考えているところがある。そして、実際の現場の状況としても、各学校で確保できる教室の状態、あるいは子供たちの発達の状態についてもいろいろな状況があるので、その点については柔軟に各区で考えてつくっていく余地が残っている。

また、さまざまな学年の子供たちがいるという話であるが、現在の通級指導学級においても状況は同じで、いろいろな学年の子供たちが通級指導学級に通っている。この指導や教育のやり方であるが、個別指導を基本としている。このことは支援教室に変わった場合でも基本的には個別対応であるから、一人一人の子供たちに先生が対応するという形になるので、それが引き継がれると考えていただいてもいいと思う。

また、内部検討のメンバーであるが、これは28年度実施に向けての実務的な作業となるので、学校現場の先生方と内容を詰めていくことを考えている。具体的には、設置校と呼んでいるが、特別支援学級あるいは通級学級を設置している学校の校長先生、それから設置していない学校の先生を想定している。支援教室については今まで全く設置のない学校にも設置していくことになるので、設置していない学校の先生や、また、今回の事業は情緒障害の通級指導学級が変更していく形になるので、現在の情緒障害等の通級学級の先生方にも入っていただいて内容の整理を行うことを考えている。

## 外松委員

今伺っても検討事項が非常に多い事業で、なかなか大変かと思うが、よろしく願います。

委員長

ほかの方はいかがか。

感想になるが、現在、在籍校をあけてというのは大変大きなデメリットなので、通級指導を受けたくても、今まで渋っていた保護者も多分いらっしゃるかと思う。そういう方々にとっても、学校ごとに行われるということは大変ありがたい制度になるなど、私自身も感じている。外松委員からもあったが、検討事項がたくさんあって、大変な作業になると思うが、どうぞよろしく願いたいと思う。

1つだけ質問であるが、裏のページの概要のイメージ図のところ、学校巡回相談員が現在いると思うが、その立場の方と巡回指導教員というのは違いがあると思う。学校巡回相談員の方は存続するのだろうか、その違いは何かを教えてください。

学校教育支援センター所長

学校巡回相談員は非常勤職員の形である。今、スクールソーシャルワーク事業という形で、学校教育支援センターの所管という形になっており、この特別支援事業とは違う形での職務内容になっている。

委員長

運用の形が違うということで立場が違うかと思うが、それは存続されると理解してよろしいか。

学校教育支援センター所長

職務内容が変わった形で、学校教育支援センターで非常勤職員が存続していく形になる。

委員長

わかった。ありがとう。

ほかの方、質問、ご意見はあるか。

それでは次の報告に行きたいと思う。

報告 について願います。

学務課長

資料に基づき説明

委員長

ご意見、ご質問をお願いする。

特にないということで、次に行きたいと思う。

報告 について願います。

施設給食課長

資料に基づき説明

委員長

何か質問はあるか。  
なしということで次に行ってよろしいか。  
それでは報告 についてお願いします。

施設給食課長

資料に基づき説明

委員長

ご意見、ご質問をお願いします。  
この3校については改築するしかなく、改修では対応できないということか。

施設給食課長

基本的には、まず耐震補強工事に対応できるかという検討をしている。それでも対応できないところを改築するというので、この3校の改築を決めた。

委員長

そのようないきさつがあったということがわかった。ご了解いただけたらと思う。  
それでは次の報告に行ってよろしいか。  
報告 についてお願いします。

施設給食課長

資料に基づき説明

委員長

ご質問、ご意見はあるか。  
それでは、後でよく見ていただくということにして、次に進みたいと思うがよろしいか。  
報告 についてお願いします。

教育指導課長

資料に基づき説明

委員長

皆様のご意見、ご質問をお伺いする。



## 外松委員

このリーフレットがなかなかよくまとめてあり、わかりやすくできていると思った。これであれば小学校高学年や中学生などが自分で見て理解できるものではないか。もちろん保護者の方もわかっていただけたらと思う。

こだわらなくてもよいのであるが、少し言葉が気になる。一番最初の1ページ目の大きな1番の(2)の課題であるが、「学びの連続性の確保では、学期の区切りが土・日曜日しかなく」となっている。これは学びの連続性の確保ということよりも、こちらのリーフレットにもあったが、課題として、1学期と2学期の間が土・日曜日しかないため気持ちを切りかえづらいということだったのではないか。そこが課題であって、連続性は非常にしっかりと1番の(1)で成果として挙げてくださっていると思う。ここは、文言が果たして適切か疑問を感じた。

## 教育指導課長

資料1 2の1ページ目の1の(2)の課題の最初のところ、「学びの連続性の確保という点では」というところで、成果としては、確かに二学期制ということで長い学期を利用して子供たちが学習に取り組む、そして長期休業期間、そうしたものも学期の中に入っていることで学びが連続したということがあった。一方、課題として、1学期と2学期の区分が10月の第3の土・日曜日しかなかったため、子供たちが学びを連続していく上で、1学期と2学期のこの学びの連続の確保というところでは、気持ちを新たに次の目標を立てて行っていくことが難しいという意味で記載をさせていただいたが、文言等については検討していきたいと思う。

## 委員長

ほかの方はいかがか。よろしいか。

感想になるが、大変リーフレットも詳しくまとめられていて、いいなと思った。今まで、この教育委員会や検討委員会で十分に話し合われたことの内容が、この一枚の中にコンパクトにおさまっていると感じた。

二学期制という新しい取組を何年か行って、その反省の上に立って、新たな制度をとすることは大変難しいと思っていたが、ここに示されているとおり、意識の問題というか、学期の捉え方、今も長期休業中を学期の中にも含めるという点については非常に鮮明に打ち出されていることが、教師にとっても家庭にとっても大変大事な点を指摘できたと思う。二学期制の試行という一つのよい経験の上に、また新たに出発ができるという期待を持たせる、新たな三学期制であると思った。

今も少し話したが、家庭学習の大事さということは全国学力テストの結果等では大変言われていることであるので、1ページ目に「家庭では」ということがしっかりと示されているところ、学校と家庭ということがしっかりと書かれている点もよい点ではないかと思った。

そして、先ほど意識の共有ということをお話したが、各学校がそれぞれに三学期制を今まで普通に行ってきたものを、改めてこの新たな三学期制ということを全校が、そして全教員がしっかりと意識することによって、これが良い方向に実現していくのでは

ないかと思うので、周知徹底をよろしくお願ひしたいということを、改めてこの表を見て感じた。

ほかの方、ご意見、感想でもあればお願ひしたいと思う。よろしいか。  
保護者の立場から、長島委員、いかがか。

長島委員

私もいろいろと意見をさせていただいた上でこれを拝見して、しっかり発言させていただいたことを踏まえ反映されているなという感想を持った。特に、一番ネックになるのは、学期制を統一したほうがいいのかどうかであるが、二学期制についてどう思っていたのかというアンケート結果が載っていたりと、このリーフレットは説得がしやすく、わかりやすいようにつくられているので良いと思う。

委員長

それでは、ほかにご意見がなければ進めていきたいと思うがよろしいか。  
今日は授業の視察等もあるので、その他の報告に行きたいと思う。  
その他の報告をお願ひする。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

特にご質問はないということによろしいか。  
次の報告をお願ひする。

練馬子ども家庭支援センター所長

児童相談所全国共通ダイヤルが、今までの10桁から「189(いちはやく)」という3桁になった。児童虐待や子育て等に関する対応をスムーズにするということで、厚生労働省からリーフレットが来ている。本日、机上に配らせていただいているので、ごらんいただければと思う。よろしくお願ひする。

委員長

特にご質問はないか。  
次の報告をお願ひする。

練馬子ども家庭支援センター所長

居住実態が把握できない児童に関する調査について、報告させていただく。  
本年5月、昨年に続き、厚生労働省より居住実態が把握できない児童に関する調査の結果についての依頼があった。6月中旬に東京都や練馬区の調査結果を報告した。  
区では今までも居所不明児に対しては関係機関が協力して取り組んできた。国の調査の基準日が平成27年6月1日なので、現在調査中の方の人数となり、練馬区について

は14人と報告したが、継続して調査する中で、既に2名の居所については確認されている。残りの方についても、現在、入管等への出国状況の確認を行っているところである。

昨年度も同様の調査を行ったが、昨年度に上がっていた13人については全て居所の確認がとれている。今後も引き続き、各所管が持っている情報等を用いて居所不明児の状況を確認していく。よろしく願います。

委員長

資料はないがよろしいか。

それでは次の報告をお願いします。

子育て支援課長

資料に基づき説明

委員長

ご質問はあるか。

再発防止策も考えられているようであるが、よろしくお願ひしたいと思う。

教育指導課長

1件、口頭報告をさせていただく。6月22日、月曜日に、光和小学校にあった児童への危害を加える電話についてである。

6月22日午前7時35分、光和小学校に「おまえの学校の子供に危害を加える」といった内容の電話が入った。学校ではこの電話を受け、すぐに石神井警察署に通報するとともに、保護者に対して登校および付き添いの依頼の情報メールを配信した。また出勤していた教職員を通学路に向かわせ安全確保を行った。

教育委員会としても、指導主事、また教育総務課の学校安全推進担当が光和小学校に行き、安全安心パトロールカーの巡回強化、民間警備員の配置、近隣の幼稚園、小中学校、保育所、児童館等への周知等を行った。

当日は、子供たちは無事に登校し、下校時も集団下校を行い、特に大きな混乱はなかった。

光和小学校は年間を通じて集団登校を行っているので、6月23日以降についても引き続き集団登校を行い、下校については学年ごとの集団下校を実施しているところである。また石神井警察署もパトロール強化を現在行っているところである。

なお、電話をしてきた者については、新たな情報は今のところない。また情報等があれば報告をさせていただく。

以上である。よろしく願います。

委員長

ご質問はあるか。

類似の事件が引き続き起こっているようである。対応も今いろいろと言っていたい

た。大変なことだと思うが、今後ともどうぞよろしくお願ひしたいと思う。

特にほかの方はないということによろしいか。

ほかに報告はあるか。特になし。

それではこの後は視察である。本日の定例会は視察の終了をもって閉会とさせていただきますが、ひとまず閉じる。